【交付書面】

第48回

令和７年10月１日～
令和８年９月30日

定時株主総会
招集ご通知

日時 令和８年12月12日(土曜日) 午後１時（受付開始:午後０時30分）

場所 藤沢商工会館ミナパーク6F（神奈川県藤沢市藤沢607-1）

当日ご来場いただける方は
事前にご連絡をお願いいたします
（詳細は3ページにてご確認ください）

議 案

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役9名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事前ご連絡のお願い	3
議決権行使について	4
インターネット等による議決権行使について	5
株主総会参考書類	7
事業報告	11
計算書類	29

株式会社　ステップ
（証券コード　9795）

（証券コード ９７９５）
令和８年11月27日
（電子提供措置の開始日 令和８年11月20日）

株主各位

神奈川県藤沢市藤沢６０２番地
株式会社ステップ
代表取締役社長 遠藤陽介

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第４８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第４８回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト
https://www.stepnet.co.jp/company/gmeet.html

また上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しています。以下のウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、会場設営の都合上、本株主総会にご来場いただける方はインターネットまたはお電話での事前のご連絡にご協力をいただきたく、お願い申しあげます。また、本株主総会はインターネットにてご視聴が可能です。よろしければぜひご活用ください。詳細につきましては、本招集ご通知3ページに記載のとおりです。

なお、当日ご来場されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページのご案内に沿って、令和 8 年12月11 日(金曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますよう、お願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時	令和8年12月12日(土曜日)　午後1時(受付開始:午後0時30分)
2．場　　所	藤沢商工会館ミナパーク6F (神奈川県藤沢市藤沢607－1)
3．目的事項	
報告事項	第48期(令和7年10月1日から令和8年9月30日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件

以　上

[ご案内] 株主懇親会について

株主総会終了後、株主懇親会を催したいと存じますので、よろしければ引き続きご出席いただきますよう、お願い申しあげます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○以下の事項につきましては、書面交付請求された株主様には書面でお送りするとともに、各ウェブサイトに掲載しています。

株主資本等変動計算書／個別注記表／会計監査人の監査報告／監査役会の監査報告

事前ご連絡のお願い

令和８年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主様が対象です。

◎会場設営の都合上、当日ご来場いただける方は、令和８年12月10日（木曜日）午後５時までに、下記記載のインターネット上の当社ウェブサイト専用ページへご入力、または下記の連絡先へお電話を頂戴したく、ご協力お願い申しあげます。

当社ウェブサイト専用ページ
https://www.stepnet.co.jp/company/gmeet.html
事前連絡先
0466-20-8000（当社本部総務課）

◎本株主総会の招集ご通知記載内容（議案・事業報告・計算書類）についてのご質問を事前にお受けし、株主総会当日に可能な限りお答えしたいと存じます。ご質問がございましたら、上記記載のインターネット上の当社ウェブサイト専用ページにて必要事項をご入力のうえ、令和８年12月９日（水曜日）午後３時までにお送りください。

※株主総会当日に直接ご質問いただくことも可能です。

◎インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、本株主総会の様子を実況中継するとともに、株主総会終了後1ヶ月間オンデマンド配信いたします。視聴をご希望の方は、令和８年12月11日（金曜日）午後３時までに、上記記載の専用ページにて株主番号・株主名・ご連絡先のご入力をお願いいたします。なお、視聴は閲覧のみで、総会の議事議案に関するご質問をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※上記のご連絡の際、当社が取得した株主様の個人情報は本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務以外に使用することはございません。

※ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社からの送信後、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、Eメールをお受け取りいただけない可能性がございます。この事象につきましては、当社側で対応を行うことができませんので、受信されるメールアドレス側にてドメイン【stepv.co.jp】からのEメールの受信を有効とするよう設定をお願いいたします。設定方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルのご確認をお願いいたします。

議決権行使について

議決権は、以下３つの方法により行使いただくことができます。

インターネット等で議決権を行使される場合



５ページのご案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限　令和８年12月11日(金曜日) 午後５時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　令和８年12月11日(金曜日) 午後５時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※当日のご来場には事前のご連絡をお願いしています。
（詳細は3ページにてご確認ください）

日　　時　令和８年12月12日(土曜日) 午後1時

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて
インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　**https://www.web54.net**

２．議決権行使の方法について
（１）パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。
（２）スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

３．議決権行使のお取扱いについて
（１）議決権の行使期限は、令和８年12月11日（金曜日）午後５時３０分入力完了分までとなっていますので、お早目の行使をお願いいたします。
（２）インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（３）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

４．お問い合わせ先について
（１）インターネット等による議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合には、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120－652－031（受付時間　９時～21時）

（２）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］0120－782－031（受付時間　９時～17時　土日休日を除く）

※議決権電子行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の経営環境および事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおりとしたいと存じます。

■期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき 金 47 円 総額 728,228,716円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	令和８年12月15日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		
1	龍井郷二（たついきょうじ）	代表取締役会長	再任	
2	遠藤陽介（えんどうようすけ）	代表取締役社長（執行役員）	再任	
3	大黒晃禎（だいこくあきよし）	常務取締役（執行役員）	再任	
4	新井規彰（あらいのりあき）	取締役（常務執行役員）	再任	
5	森本由里子（もりもとゆりこ）	取締役（常務執行役員）	再任	
6	松浦隆夫（まつうらたかお）	取締役（常務執行役員）	再任	
7	木島文義（きじまふみよし）	取締役	再任	社外
8	仲野十和田（なかのとわだ）	取締役	再任	社外
9	山野浩一（やまのこういち）	取締役	再任	社外

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 たついきょうじ 龍井郷二 （1949年（昭和24年）2月22日生）	昭和５０年１月 ステップ学習教室を藤沢市長後にて創業 昭和５４年９月 (株)ステップ学習教室設立 代表取締役社長 平成３年１０月 社名を(株)ステップに変更 代表取締役社長 令和元年１２月 当社代表取締役会長（現任）	1,302,800株
2	再任 えんどうようすけ 遠藤陽介 （1972年（昭和47年）5月20日生）	平成２２年４月 当社高校受験藤沢北部ブロック（現・長後ブロック）長 平成２６年４月 当社常務執行役員 平成27年12月 当社取締役 平成30年12月 当社専務取締役 令和元年１２月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員（現任） 令和２年４月 当社高校受験横浜川崎本部長(現任)	17,100株
3	再任 だいこくあきよし 大黒晃禎 （1972年（昭和47年）8月9日生）	平成１９年４月 当社高校受験藤沢ブロック長 平成２３年４月 当社執行役員 平成２４年４月 当社大学受験運営副本部長 平成２５年４月 当社常務執行役員 平成２７年４月 当社大学受験運営本部長（現任） 平成27年12月 当社取締役 令和６年１２月 当社常務取締役執行役員（現任）	13,000株
4	再任 あらいのりあき 新井規彰 （1974年（昭和49年）９月７日生）	平成２３年４月 当社執行役員 平成23年10月 当社常務執行役員（現任） 平成24年12月 当社取締役（現任） 当社総務本部長（現任）	15,400株
5	再任 もりもとゆりこ 森本由里子 （1977年（昭和52年）2月22日生）	平成１９年４月 当社大学受験茅ケ崎校副室長 平成２０年４月 当社大学受験事務局主任 平成３０年４月 当社大学受験事務局長（現任） 平成30年12月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任）	9,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	再任 松浦隆夫 （1978年（昭和53年）6月26日生）	平成30年4月 当社高校受験相鉄ブロック長 当社高校受験相鉄東横本部長(現任) 当社常務執行役員（現任） 令和5年12月 当社取締役（現任）	10,100株
7	再任 社外 木島文義 （1952年（昭和27年）12月25日生）	昭和51年4月 湘南塾（現 ㈱湘南ゼミナール）創業 昭和63年4月 (株)湘南ゼミナール取締役 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成24年3月 同社代表取締役社長退任 平成27年12月 当社取締役（現任）	20,000株
8	再任 社外 仲野十和田 （1964年（昭和39年）2月26日生）	昭和61年4月 仲野学習塾創業 平成9年9月 (有)十和田(ナカジュク)設立 代表取締役社長（現任） 平成27年6月 公益社団法人全国学習塾協会監事(現任) 平成28年4月 全日本私塾教育ネットワーク理事長 平成29年6月 NPO法人フォーユー研究会代表理事(現任) 令和3年12月 当社取締役（現任） 令和4年4月 全日本私塾教育ネットワーク副会長（現任）	2,200株
9	再任 社外 山野浩一 （1961年（昭和36年）4月10日生）	昭和63年9月 株式会社筑摩書房入社 平成17年6月 同社取締役 平成25年6月 同社専務取締役 平成27年6月 同社代表取締役社長 令和元年8月 株式会社偕成社取締役 令和2年9月 株式会社夕日書房設立 代表取締役社長（現任） 令和7年12月 当社取締役（現任）	600株

（注）1．取締役候補者龍井郷二氏は、当社大株主である(有)ケー・プランニングの代表取締役を兼務しています。

2．当社とその他の取締役候補者との間に特別の利害関係はありません。

3．木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏は、社外取締役候補者です。

4．木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏を社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は次のとおりです。

木島文義氏

当社の競合他社での長年にわたる経営経験を生かし、当社の事業展開において有益な提言をいただくことを期待しています。

仲野十和田氏
全国最大規模の業界団体の理事長職のご経験や、公益社団法人全国学習塾協会の監事職を務められている視野の広さをもとに、当社の経営全般に対して助言をいただくことを期待しています。
山野浩一氏
出版業界に長く携わられる中で培われた広い見識や様々な経営経験を通して、当社の経営全般に対して助言をいただくことを期待しています。

5．木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏は現在、当社の社外取締役であります。本総会終結時点での社外取締役としての在任期間は、木島文義氏が通算１１年、仲野十和田氏が通算５年、山野浩一氏が通算１年となります。

6．当社は、木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、本議案が承認可決された場合は、引き続き当社は３氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

7．当社と木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏との間では、会社法第４２７条第１項の規定に基づく、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額としています。

8．第２号議案に記載の各候補者、および現任の監査役に関するスキル・マトリックス（保有する主な専門性・知識・経験・能力等のスキルに関する状況）は以下のとおりです。（本表は、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。）

			企業経営	業界経験・知識・教務品質	人事・労務・人財育成	財務・会計	法務・コンプライアンス	DX・IT	ESG・サステナビリティ
取締役	龍井郷二		○	○	○	○	○		
	遠藤陽介		○	○	○	○	○		
	大黒晃禎		○	○	○			○	
	新井規彰		○		○		○		○
	森本由里子		○	○	○				○
	松浦隆夫		○	○	○			○	
	木島文義	社外	○	○	○		○		
	仲野十和田	社外	○	○	○				○
	山野浩一	社外	○		○	○			○
監査役	木村和人			○	○		○		○
	五十里秀一朗	社外			○	○	○		
	阿部みどり	社外					○		○

以　上

事 業 報 告

令和７年１０月１日から
令和８年９月３０日まで

１．会社の現況

（1） 事業の経過および成果

当期も生徒数が引き続き増加し、令和８年９月末の生徒数は過去最高の 38,120 名となっています。期中平均でも前期比 1,017 名増（2.9%増）の 36,143 名となり、初めて 36,000 名を突破しました。また直近の第４四半期（７～９月）は、夏期講習（７月下旬～８月下旬）の時期となり、講習後の９月から入会する生徒が多くいるため、９月末の生徒数は第３四半期末の６月と比べ 1,855 名（5.1%）の純増となっています。

期中平均の生徒数を学年別に見ると、学童部門である小学１年生～小学４年生は前期比 14.2%増、小学５年生・小学６年生は同 10.4%増と、ともに順調に伸びており、特に小学校高学年のうちから高校受験を意識して通塾するという早期入会の傾向が続いています。中学生の募集状況は、地域によりばらつきが見られます。横浜川崎方面は順調な生徒数の増加が続いていますが、少子化の進みが早い県西・県央方面では引き続き募集に課題がある状況です。夏期講習において募集状況にやや改善が見られており、引き続き伸ばしていけるよう努力しているところです。高校生部門は前期比 4.2%増と引き続き順調に推移しており、特に高校１年生・高校２年生の伸びが大きいため、新学年に進級する令和９年春以降も堅調に推移するものと考えています。

当期は、前期同様「新規開校を抑制し、教務面での充実を図っていく期間」と位置づけ、新規開校は小中学生部門の２校に抑制しましたが、当社全体の期中平均生徒数は 1,000 名以上伸ばすことができました。

令和８年春も入試結果が好調でした。

小中学生部門では、神奈川県の学力向上進学重点校８校（横浜翠嵐・湘南・柏陽・多摩・厚木・川和・横浜緑ケ丘・小田原）に 1,404 名（前年 1,367 名から 37 名増）が合格し、初めて８校すべてで塾別合格者数第１位となりました。この重点校８校の全合格者における占有率は 53.3%であり、今年も全合格者（2,633 名）の半数以上をステップの塾生が占めています。

その学力向上進学重点校の１つである川崎市の多摩高校において、当社の合格者数が前年と同じく 113 名となり、２年連続で塾別合格者数第１位となりました。川崎市は当社が近年、ドミナント展開を進めているエリアであり、未だネットワーク形成途上の地域ですが、早くも２年連続で合格者数トップに立ったことは、川崎市におけるステップの今後の発展をさらに加速していくものと期待しています。

私立高校においては、神奈川県内で高校からの入学募集をしている学校では最難関の慶應義塾高校に過去最多の 71 名が合格しました。また、県内の MARCH 付属３校（法政大学第二高校、法政大学国際高校、中央大学附属横浜高校）の合格者数は合計で 431 名となり、全塾中トップとなっています。

国立高校においても、ステップ生の通学圏内で最難関の国立共学校である東京学芸大学附属高校に過去最多の 235 名（帰国生と内部進学者を除く）が合格し、18 年連続で全塾中トップとなりました。また、繰上合格を除く正規合格者 190 名は、同総数 406 名に対し占有率 46.8%と、半数近くをステップ生が占めています。

高校生部門の大学合格実績は今春も好調で、東京大 14 名・京都大４名・一橋大 19 名・東京科学大 32 名が現役合格し、この「東京一科」と称される４大学合計 69 名という合格者数は過去最高となりました。また、国公立大学の医学部医学科にも６名が現役合格し、国公立大学全体の合格者は 383 名でした。私立大学においては、早稲田大・慶應義塾大・上智大の合格実績が計 787 名と過去最高を更新し、理大 MARCH（東京理科大・明治大・青山学院大・立教大・中央大・法政大）にも計 2,220 名が合格しています。

当社の大学合格実績の特長として、上記の実績のほとんどが神奈川県の公立高校生によるものである点が挙げられます。「東京一科」の合格者 69 名中 62 名は公立高校生でした。公立高校は、首都圏においては進学実績で私立高校に押されがちとされていますが、受験に向けた態勢をしっかりとれば、第一志望現役合格の実績を大いに伸ばしていけるということを、結果としてしっかり示せているのは大きな意義があると考えています。

学童部門は各教室の生徒募集が引き続き好調です。令和７年春に開校した STEP キッズ湘南台教室も２年目を迎え、募集学年が小学１年生～小学３年生に拡大しました。令和９年には小学４年生までの募集となり、STEP キッズの対象学年が揃う形になります。

また令和９年３月下旬には「STEP キッズ辻堂駅南口教室」（JR 東海道線辻堂駅）の開校を予定しており、駅の北側にある既存の辻堂教室とあわせ、生徒数が増加傾向にある辻堂エリアの小学校の多くをカバーできることになります。

学童部門全体としては、豊富で多彩なコンテンツに磨きをかけながら、各教室で運営ノウハウの蓄積・共有、標準化をさらに進め、今後の県内各地への展開に向けた基盤づくりを引き続き進めています。

当事業年度中の新規開校については、小中学生部門で３月に高校受験ステップ川崎スクール（JR 東海道線川崎駅）を開校、７月に高校受験ステップ富岡スクール（京浜急行線京急富岡駅）を開校しました。

川崎スクールは、川崎市川崎区における初のスクールで、川崎駅から徒歩１分という駅至近の立地です。川崎駅周辺では Hi-STEP 川崎スクールに次ぐ２スクール目となり、川崎駅を中心に高校受験ステップと Hi-STEP が揃い、幅広い高校受験に対応できる体制が実現しました。

夏期講習前の７月から開校した富岡スクールは、横浜市金沢区では Hi-STEP 金沢文庫スクールに次ぐ２スクール目となります。また３月には、高校受験ステップ橋本スクール（相模原市）の増床も実施しました。橋本スクールは恒常的に満席が続いていましたが、今回の増床でより多くの生徒に来ていただけるようになりました。

高校部においては、３月に横浜市都筑区にある大学受験ステップセンター南校を、近隣に移転しました。移転前の校舎には高校受験ステップと Hi-STEP も併設していましたが、中学部から大学受験ステップへの進級者の増加に伴い、大学受験ステップセンター南校が満席で、入会希望の方をお受けできない期間が長くなっていました。この移転により大学受験ステップの受け入れ人数を増やすことで満席状態の解消を図るとともに、高校受験ステップと Hi-STEP もより広いスペースを使用できるようになり、学習環境を充実させることができました。

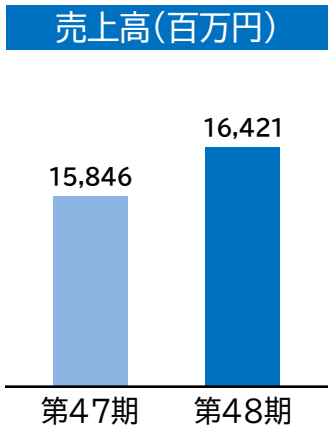
来期においては、令和９年３月に川崎市幸区に高校受験ステップ南加瀬スクール、横浜市神奈川区に高校受験ステップ横浜スクールを開校する準備を進めています。これらを含め、開校余地が多く残る川崎地区・横浜東部南部地区への開校を今後も進めていきます。また令和９年春には「大学受験ステップ溝の口校」（JR 南武線武蔵溝ノ口駅・東急線溝の口駅）を開校します。大学受験ステップの新スクール開校は、平成31年の横須賀校開校以来８年ぶりですが、川崎市内で初の高校生対象の校舎となり、当社の合格実績が近年大きく伸びている多摩高校や新城高校の生徒の有力な受け入れ先になると期待しています。学童部門は前述のとおり令和９年３月下旬に「STEP キッズ辻堂駅南口教室」を開校する予定です。

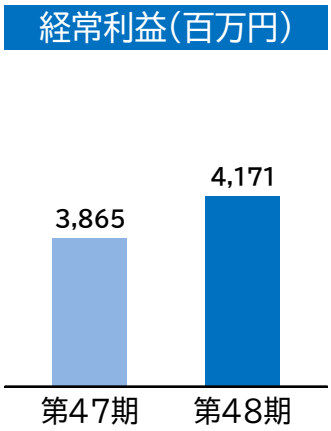
９月に、横浜駅西口に JR 線横浜駅から徒歩６分という好立地の９階建てのビル一棟を取得しました。現況テナントが入居しているフロアについては、家賃収入を得ながら、空室となった時点で徐々に自社使用に転用し、中長期的には大学受験横浜校の移転・拡大を視野に入れています。また、現況空室となっているフロアについては、来春 Hi-STEP 横浜スクールの移転を実施する計画です。将来の成長を見据え、条件に見合う物件が見つかれば今後も積極的に投資をしていく方針です。

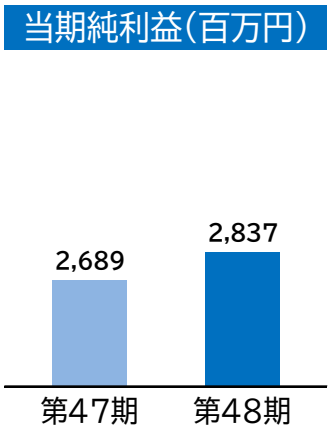
令和８年春から全国で「私立高校の授業料無償化」がスタートしました。神奈川県では、令和８年春の公立中学校卒業者数は 66,387 名（前年比 40 名増）と前年と同程度だったのに対し、県内全日制公立高校への進学者は前年から 683 名減少、全日制私立高校への進学者は 813 名増加（県内私立 169 名、県外私立 644 名）しています。ステップでは、推薦や単願（私立高校を第一志望にして実質的に推薦に近い形で入学を決める）で私立進学を内定させ、入試を年内で終えて早めに退会する生徒が、前年よりも約 350 名増加し、トータルで 56 百万円程度の減収要因となりました。

今年度も当塾内で私立高校を志望する生徒は一定程度増えて影響が出るものと思われますが、神奈川県の場合、私立高校側が受け入れられる定員枠が大きく増えるわけではないので、徐々にバランスが取れていくのではないかと予想しています。

当事業年度の売上高は16,421百万円(前年同期比３．６％増)、営業利益は4,049百万円（前年同期比７．１％増)、経常利益は 4,171 百万円（前年同期比 7.9%増)、当期純利益は 2,837 百万円（前年同期比 5.5%増）となりました。







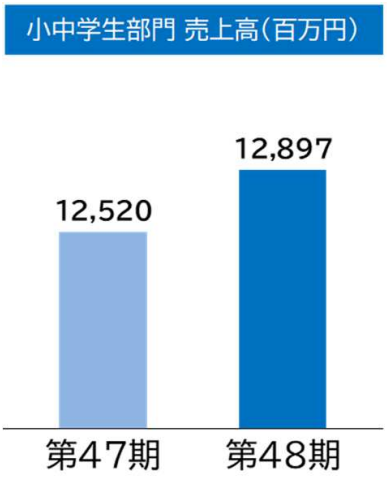
事業部門別の生徒数および売上高は、次のとおりです。

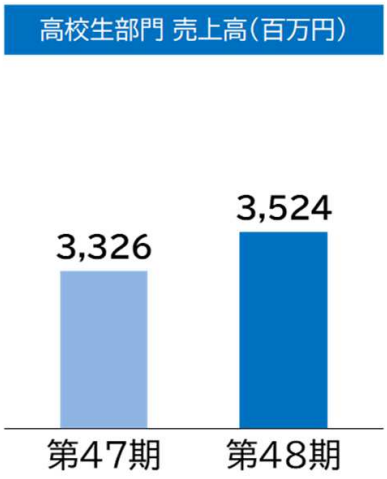
① 小中学生部門

期中平均生徒数は 29,536 名（前年同期比 2.6%増）、売上高は 12,897 百万円（前年同期比 3.0%増）となりました。

② 高校生部門

期中平均生徒数は 6,607 名（前年同期比 4.2%増）、売上高は 3,524 百万円（前年同期比 6.0%増）となりました。





（2） 対処すべき課題

当社は、前期から２期連続で、新規開校するスクール数を抑制し、内部充実に力を入れながら、充席率のアップによって生徒数を増やしていく方針を実践してきましたが、その結果、生徒数・営業利益の両面で順調な結果を残すことができています。一般に学習塾業界においては、人材の成長が伴わなければ、規模の拡大が授業や運営の質の低下につながるリスクが存在しています。その点、会社の成長が、新規開校に過度に依存することなく、内部充実による実績と評判の向上、そして充席率のアップという形で進められたのは、当社にとって大変意義のあることでした。

今後も、新規開校を含めて規模の拡大にも力を入れる時期と、内部充実に力を入れる時期を組み合わせ、トータルとして授業や運営の質を堅持しながら成長していきたいと考えています。このサイクルを循環的に繰り返すことにより、少子化の中にあっても当社の着実な成長の道筋が作れるようになると考えています。

当社は、2030年代の事業環境を見据え、少子化が進行する中においても持続的な成長を実現するため、今後５年間を経営基盤の変革期と位置付け、授業・指導の質の向上、小中学生部門における一部校舎の統合、高校生部門における校舎規模の拡大、社内基幹システムの刷新、社内体制の整備等に集中的に取り組んでいきます（以下、本経営計画といいます）。

本経営計画の対象となる今後５年間について、従来の配当性向50%を目安とする考え方を基本としつつ、原則として１株当たり年間配当金を前年度の水準から減額せず、配当の維持または増配を行う「累進配当」を導入することとしました。

本経営計画期間（令和9年9月期から令和13年9月期まで）における重点的な取り組み

以下、本経営計画期間の５年間において重点的に取り組む事項についてご説明します。

１．小中学生部門

小中学生部門では、直近10年間にわたり、川崎・横浜地区を中心として30の新スクールを開校してきました。その内訳は、川崎市14スクール、横浜市12スクール等となっています。この結果、事業規模が着実に拡大してきた一方、授業・指導の質については、なお一層向上させる余地があると認識しています。当社が2030年代においても持続的に発展していくためには、一人ひとりの生徒に対する指導の質をさらに高めることが、その前提になると考えています。このため、本経営計画期間においては、新規スクールの開校には引き続き抑制的に関わり、既存スクールにおける授業の質、指導の質、運営の質の一層の向上に重点的に取り組むことによって、将来の成長に向けた基盤を強化していきます。

また、本経営計画期間は、神奈川県における少子化がさらに進行する時期でもあり、中学３年生にあたる15歳人口は、この５年間で６％程度の減少が見込まれます（令和７年１月１日現在の神奈川県年齢別人口統計調査結果をもとに当社推計）。

こうした人口動態の変化に対応するため、県西地区、県央地区、横須賀地区等、少子化の影響が相対的に大きい地域については、地域ごとの生徒数や将来の人口動態を慎重に見極めながら、校舎配置の最適化を進めていきます。

その一環として、一部の校舎については地域の拠点校への統合を行い、一定の生徒規模と職員の体制を確保することによって、地域における指導の質を維持・向上させていく考えです。

また、こうした校舎再編によって生み出される人的資源については、満席となる学年・クラスが増加している横浜・川崎地区を中心に再配置し、成長地域における指導体制の一層の強化につなげていきます。

２．高校生部門

高校生部門では、直近8年間、新校舎を開設することなく、既存校舎における指導力・運営力の向上に努めてきました。この8年間で蓄積してきた人材、指導力、運営ノウハウを、8年ぶりの新規開校となる溝の口校に最大限生かしていきます。同時に、満席となる学年やクラスが増えている既存校舎についても、設備の拡充や校舎規模の適正化に積極的に取り組んでいきます。

すでに令和８年９月期にはセンター南校の移転・規模拡大を進めていますが、今後は、9月に横浜駅近くに新たに取得した9階建てのビルを有効に活用し、満席状態が続いている横浜校の拡充にも取り組む予定です。

また、同ビルについては、長期的には横浜・川崎地区における地域本部として活用することも視野に入れています。

３．学童部門（STEPキッズ）

学童部門「STEPキッズ」では、この10年間を通じて、事業運営の基礎となる体制を概ね構築することができたと考えています。今後は、既存教室における運営のさらなる充実を図るとともに、地域のニーズを慎重に見極めながら、新教室の開校にも取り組んでいきます。

2030年代に向けて

以上の取り組みを着実に実行することにより、少子化が一段と進行する2030年代においても、持続的な成長と健全な経営を実現できる事業基盤・組織体制を、本経営計画期間の5年間で強化していきます。

本経営計画期間中は、これらの構造改革や成長投資の影響によって、単年度の売上高や利益が一定程度変動する可能性があります。当社は、この変革期に「累進配当」を導入することにより、株主の皆様への安定的な利益還元を継続するとともに、単年度の業績変動に過度に左右されることなく、中長期的な視点から2030年代型の学習塾への転換を着実に進めていきます。

株主の皆様におかれましては、当社の中長期的な成長に向けた取り組みに、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（3） 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は 3,877 百万円（うち建物賃貸借敷金 44 百万円）で、小中学生部門および高校生部門の営業拡大ならびに設備の改善を目的に実施しています。

その主なものは、当期に開校した高校受験スクールの内装工事や、高校受験ステップ橋本スクールおよび大学受験センター南校の当期移転・増床に伴う内装工事、オフィスビル１棟取得などです。

（4） 資金調達の状況

当該設備投資の資金は、自己資金を充当しました。

（5） 財産および損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第45期（令和5年9月期）	第46期（令和6年9月期）	第47期（令和7年9月期）	第48期（令和8年9月期）
売上高	14,442,008	15,098,935	15,846,886	16,421,784
営業利益	3,192,335	3,511,470	3,780,121	4,049,988
経常利益	3,225,003	3,564,028	3,865,894	4,171,153
当期純利益	2,405,312	2,508,598	2,689,679	2,837,578
１株当たり当期純利益	145円71銭	155円59銭	170円35銭	182円30銭
総資産	28,634,088	29,260,273	30,571,070	31,408,961
純資産	25,936,047	26,236,814	27,422,634	28,188,897

２．会社の状況（令和８年９月30日現在）

（1）主要な事業内容

①小学校５年生から高校３年生を対象とした学習および受験指導
②学童教室（STEP キッズ）の運営

（2）主要な事業所

＜スクール＞

所在地		スクール数	スクール名
神奈川県	横浜市	54	大学受験横浜，大学受験戸塚，大学受験センター南， Hi-STEP横浜，Hi-STEP上大岡，Hi-STEP戸塚， Hi-STEP二俣川，Hi-STEP青葉台，Hi-STEP金沢文庫， Hi-STEP日吉，Hi-STEPセンター南，Hi-STEPたまプラーザ， 二俣川，瀬谷，鶴ヶ峰，弥生台，戸塚，三ツ境，立場，杉田， 港南台，鴨居，十日市場，中川，センター南，北山田， こどもの国，ふれあいの丘，本郷台，白楽，センター北， 仲町台，菊名，戸塚東，東戸塚名瀬，藤が丘，大倉山東， 江田，たまプラーザ，市ヶ尾，綱島，上大岡，中山， あざみ野，長津田，和田町，保土ケ谷，上永谷，鶴見， 井土ヶ谷，東戸塚平戸，日吉本町，富岡，STEPキッズ白楽
	藤沢市	18	大学受験藤沢，Hi-STEP湘南，藤沢，長後／綾瀬，六会， 善行，辻堂東，ライフタウン，藤沢朝日，ライフタウン北， 藤沢中央，湘南台，辻堂北，藤沢駅南口，STEP キッズ湘南， STEP キッズ辻堂，STEP キッズ藤沢駅北口， STEP キッズ湘南台
	川崎市	16	Hi-STEP宮前平，Hi-STEP川崎，Hi-STEP武蔵小杉， Hi-STEP新百合ヶ丘，宮崎台，鷺沼，新百合ヶ丘，犬蔵， 生田，元住吉，武蔵新城，武蔵中原，向ヶ丘遊園，溝の口， 鹿島田，川崎
	相模原市	13	大学受験相模原，大学受験相模大野，Hi-STEP相模原， Hi-STEP相模大野，渕野辺，橋本，相模原南，上溝， 相模大野，相模原，東林間，原当麻，古淵
	大和市	8	大学受験大和，Hi-STEP大和，Hi-STEP中央林間， 大和，高座渋谷，鶴間，中央林間，南林間
	茅ヶ崎市	8	大学受験茅ヶ崎，Hi-STEP茅ヶ崎，茅ヶ崎東，茅ヶ崎， 辻堂西，茅ヶ崎北，茅ヶ崎小和田，STEPキッズ茅ヶ崎
	平塚市	7	大学受験平塚，Hi-STEP平塚，平塚，平塚西，平塚東， 平塚南，平塚中央

所在地		スクール数	スクール名
神奈川県	鎌倉市	6	大学受験大船，Hi-STEP鎌倉，Hi-STEP大船，大船，湘南深沢，大船笠間
	小田原市	6	大学受験小田原，Hi-STEP小田原，小田原，鴨宮，富水，鴨宮北
	厚木市	5	大学受験厚木，Hi-STEP 厚木，厚木，厚木西，厚木東
	秦野市	5	大学受験秦野，Hi-STEP 秦野，東海大前，秦野，渋沢
	横須賀市	5	大学受験横須賀，県立大学前，汐入，久里浜，衣笠
	海老名市	5	大学受験海老名，Hi-STEP 海老名，海老名，海老名西，海老名扇町
	座間市	3	座間，さがみ野，相武台
	足柄上郡	2	松田，開成
	中郡	2	二宮，大磯
	伊勢原市	1	伊勢原
	高座郡	1	寒川
	南足柄市	1	南足柄
	愛甲郡	1	愛川
	逗子市	1	逗子

(注)1．上記以外にK-STEP藤沢があります。
2．川崎スクールは令和８年３月より、富岡スクールは令和８年７月より開校しました。
3．STEP キッズ藤沢駅北口教室は、これまで STEP キッズ湘南教室の傘下の分教室として運営していましたが、生徒数の増加に伴い、令和８年３月から独立した教室として運営しています。

＜事務所＞

名称	所在地
本部	神奈川県藤沢市藤沢６０２番地
教材研究課	神奈川県藤沢市藤沢
印刷配送センター	神奈川県藤沢市石川

（3） 株式の状況

①発行可能株式総数　　46,880,000株
②発行済株式の総数　　15,494,228株（自己株式 1,175,772株を除く）
③株主数　　34,290名
④大株主の状況

株　主　名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
有限会社ケー・プランニング	5,651,100	36.47
龍井郷二	1,302,800	8.41
ＳＴＥＰ社員持株会	830,880	5.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	593,300	3.83
龍井喜久江	447,400	2.89
株式会社横浜銀行	320,000	2.07
セコム損害保険株式会社	180,000	1.16
山口愼一	110,000	0.71
有限会社ヤマグチ	86,100	0.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	68,500	0.44

（注）持株比率は、自己株式 1,175,772株を控除して計算しています。

（4） 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
９６４名	１０名増	４０歳　２ヶ月	12年　10ヶ月

（注）1．従業員数は正社員ならびに嘱託社員です。
2．上記のほかにフェロー社員９名、非常勤講師５名、パートタイマー（事務系部門）１７７名がいます。

（5） 役員の状況

①取締役および監査役の状況

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
龍　井　郷　二	代表取締役会長	
遠　藤　陽　介	代表取締役社長	執行役員 高校受験横浜川崎本部長兼港北ＮＴブロック長
大　黒　晃　禎	常　務　取　締　役	執行役員大学受験運営本部長
新　井　規　彰	取　　締　　役	常務執行役員総務本部長
森　本　由　里　子	取　　締　　役	常務執行役員大学受験事務局長
松　浦　隆　夫	取　　締　　役	常務執行役員 高校受験相鉄東横本部長
木　島　文　義	取締役(社外取締役)	
仲　野　十　和　田	取締役(社外取締役)	有限会社十和田(ナカジュク)代表取締役社長 公益社団法人全国学習塾協会監事 全日本私塾教育ネットワーク副会長 NPO 法人フォーユー研究会代表理事
山　野　浩　一	取締役(社外取締役)	株式会社夕日書房　代表取締役社長
木　村　和　人	常　勤　監　査　役	
五十里秀一朗	監査役(社外監査役)	セントラル総合開発株式会社　社外取締役 大日精化工業株式会社 社外取締役　監査等委員 株式会社アクティオホールディングス 社外監査役 五十里会計事務合同会社　代表社員 五十里税理士事務所　代表
阿　部　み　ど　り	監査役(社外監査役)	東京都児童相談所弁護士（非常勤） 社会福祉法人子どもの虐待防止センター 法律相談員、評議員 東京家庭裁判所家事調停委員 文京区　子どもの権利擁護調査員 アヴェニール法律事務所代表

（注） 取締役木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ています。

②役員に対する報酬等の額　　（単位：千円）

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	117,666 （12,500）	113,878 （12,500）	－ （－）	3,788 （－）	10名 （4名）
監査役 （うち社外監査役）	14,850 （6,000）	14,850 （6,000）	－ （－）	－ （－）	3名 （2名）
合計 （うち社外役員）	132,516 （18,500）	128,728 （18,500）	－ （－）	3,788 （－）	13名 （6名）

（注）１．役員の員数ならびに報酬は、退任した社外取締役を含みます。
２．報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 25,350千円を含んでいません。
３．非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額です。
４．取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役および監査役の報酬限度額は、平成６年１２月２１日開催の第１６回定時株主総会において、取締役が年額 150,000千円、監査役が年額 20,000千円と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役は０名）、監査役の員数は１名（うち社外監査役は１名）です。
５．役員報酬等の内容の決定に関する方針等
当社は、令和４年１２月１７日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該決定方針の内容は次のとおりです。
a. 基本方針
当社の取締役の報酬は、授業にあたる教師とそれを支える職員の処遇の改善と会社の継続的成長を第一に考えながら、会社の業績、業務貢献度等を勘案し、かつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしても機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式）とする。
b. 個人別の報酬の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役職・分掌・業績等を総合的に勘案して決定する。非金銭報酬は、当社の社外取締役を除く取締役を対象に、当社の企業価値の持続的・中長期的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株

式を支給するものとし、取締役会においてその支給を検討・決定する。なお業績連動報酬は、「短期的な売上高や利益等の指標と報酬を連動させることは、必ずしも学習塾としての適切な運営を推進することにはならない」との判断に基づき採用しない。

c.取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部または一部を取締役に委任する場合の事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長龍井郷二がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬額の決定とする。当該権限を委任する理由は、当社全体を統括する立場である代表取締役会長が各取締役の職責等を総合的に勘案するのに最も相応しいからであり、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断する。

③社外役員に関する事項

a. 社外役員の主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を合計12回、監査役会を合計11回開催しました。各社外役員の、取締役会および監査役会への出席状況は以下のとおりです。

氏　　名	取締役会および監査役会への出席状況
木　島　文　義	取締役会…全12回に出席しました。
仲 野 十 和 田	取締役会…全12回に出席しました。
山　野　浩　一	取締役会…全12回中、選任後の10回に出席しました。
五 十 里 秀 一 朗	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全11回に出席しました。
阿 部 み ど り	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全11回に出席しました。

取締役木島文義氏は、長年にわたる学習塾経営経験をもとに、有益な提言を行っています。

取締役仲野十和田氏は、業界内での幅広いネットワークを生かし、適宜発言を行っています。

取締役山野浩一氏は、出版業界での豊富な経営経験や幅広い見識に基づき、当社の事業に寄与する発言を行っています。

監査役五十里秀一朗氏は、税務関係の専門的知識に基づく発言を行っています。

監査役阿部みどり氏は、弁護士としての専門的知識を生かし、コンプライアンス面に関する発言を行っています。

b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である木島文義氏、仲野十和田氏、山野浩一氏、ならびに社外監査役である五十里秀一朗氏、阿部みどり氏との間で、会社法第 423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

（6） 主要な借入先の状況

（単位：千円）

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株式会社　　横　　浜　　銀　　行	33,328

3．会計監査人の状況

①会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

②当事業年度に係る報酬等の額　　18,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第 340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

4．会社の体制および方針

（1） 業務の適正を確保するための体制

A 取締役会における決議内容の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりです。

なお、平成１８年６月に金融商品取引法が成立し（平成２０年４月施行）、平成１９年２月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が、企業会計審議会より公表されたことに伴い、これらに対応する取り組み方針を平成１９年９月２５日の取締役会において決議（平成２７年５月２６日の取締役会にて一部改定決議）しています。

内部統制システムの構築に関する基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第１項ならびに第３項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」として、「高い教務力を持った専門的な人材が高品質の学習サービスを提供し、生徒の学力向上を通して社会に貢献する」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに適宜審査し改善に努めます。

また当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行い、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況についてモニタリングを行うことで、より適切な内部統制システムの構築・運用を目指しており、現状、当社の内部統制システムは有効に運用されているものと判断しています。

以下は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要です。

①当社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役会は、原則として毎月１回、また必要に応じて開催し、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
b. 取締役は、法令および定款に適合した適切な経営判断を行い、常に十分な情報の収集に努める。

②当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令および社内規程に従い、その作成から利活用・保存・廃棄に至るまで、適切に管理する。

③当社のリスク管理に関する規程その他の体制

a. 取締役は会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、会社全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
b. 当該リスクは、リスク管理規程をはじめとする社内規程に従い、業務所管部署が職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
c. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、代表取締役または代表取締役が選んだ者を委員長とする総合リスク対策委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
d. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築および定期的な防災訓練の実施など、適切な体制を整備する。

e. リスク管理体制の有効性については、内部監査室が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ所要の改善を図る。

④当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 経営上の重要事項については、取締役会等の会議体において適宜審議するなど、効率的な意志決定を図る。
b. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、職員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
c. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するＩＴ環境の整備に努める。

⑤当社の職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 社内規程において、職務執行にあたり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
b. 職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、内部監査室が、職員の職務執行の状況について定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査の結果を踏まえ所要の改善を図る。
c. こうした取り組みを通じ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させる。さらに業務上の課題や問題を自発的に提起し、それを積極的に受け止める仕組みを強化するため、社内外のコミュニケーションの徹底、業務支援体制の強化、定期的な業務の見直し等を推進する。

⑥当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する組織を設置し、必要な人員を配置する。
b. 当該組織に属する職員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については事前に監査役と協議する。
c. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告を行う。また、職員から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
d. 取締役および職員から報告を受けた者が、会社に著しい損害を与える事項や信用を大きく失墜させるおそれのある事項、または規程等に違反する行為を発見した場合については、速やかに監査役に報告する体制を確保し、当該報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
e. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人および内部監査室が監査役と連携を図るための環境を整えるなど、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

⑦反社会的勢力排除に向けた体制

a. 反社会的勢力排除に向けた体制を確立するため、全役職員に対し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。

b.「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用するとともに、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と適宜緊密に連携し、会社全体として速やかに対応する。

B 運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

①取締役会を１２回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。

②監査役会を１１回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。

③財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。

④情報セキュリティ対策として、社内研修を通じて個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止に取り組んでいます。

⑤個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修の継続を通じて、全職員へのコンプライアンス意識の浸透と牽制機能の強化に努めました。

（2） 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保による財務体質の強化を図りながら、業績動向や経営環境に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えています。

（計算書類）

貸借対照表

令和8年9月30日現在

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,023,537**	**流動負債**	**2,334,232**
現金及び預金	4,111,950	1年内返済予定の長期借入金	33,328
売掛金	100,112	リース債務	19,213
有価証券	2,331,100	未払金	184,576
棚卸資産	52,735	未払費用	321,595
前払費用	324,879	未払法人税等	842,746
その他	103,158	未払消費税等	161,841
貸倒引当金	△400	前受金	383,377
		預り金	228,439
固定資産	**24,385,424**	前受収益	13,940
有形固定資産	**19,089,638**	賞与引当金	106,666
建物	7,927,960	その他	38,506
構築物	58,123		
機械及び装置	42,183	**固定負債**	**885,832**
車両運搬具	2,513	リース債務	44,049
工具、器具及び備品	93,262	役員退職慰労引当金	129,800
土地	10,965,594	資産除去債務	624,061
		その他	87,921
無形固定資産	**201,192**		
電話加入権	72	**負債合計**	**3,220,064**
その他	201,119		
		株主資本	**28,158,397**
投資その他の資産	**5,094,594**	資本金	1,778,330
投資有価証券	3,941,277	資本剰余金	2,170,950
長期貸付金	6,804	資本準備金	1,851,330
長期前払費用	86,753	その他資本剰余金	319,620
繰延税金資産	355,737	利益剰余金	26,617,999
差入保証金	703,571	利益準備金	137,027
その他	450	その他利益剰余金	26,480,972
		別途積立金	97,800
		繰越利益剰余金	26,383,172
		自己株式	△2,408,882
		評価・換算差額等	**30,499**
		その他有価証券評価差額金	30,499
		純資産合計	**28,188,897**
合計	**31,408,961**	**合計**	**31,408,961**

損 益 計 算 書

令和7年10月1日から
令和8年9月30日まで

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**16,421,784**
売　上　原　価		**11,392,628**
売　上　総　利　益		**5,029,155**
販売費及び一般管理費		**979,167**
営　業　利　益		**4,049,988**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	10,901	
有　価　証　券　利　息	54,598	
投資事業組合運用益	28,903	
受　取　家　賃	109,971	
助　成　金　収　入	9,861	
そ　の　他	8,520	222,756
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	428	
賃　貸　費　用	95,138	
そ　の　他	6,024	101,591
経　常　利　益		**4,171,153**
特　別　利　益		
固定資産売却益	30,707	30,707
特　別　損　失		
減　損　損　失	100,884	100,884
税引前当期純利益		**4,100,977**
法人税、住民税及び事業税	1,349,495	
法　人　税　等　調　整　額	△86,096	1,263,399
当　期　純　利　益		**2,837,578**

株主資本等変動計算書

令和7年10月1日から
令和8年9月30日まで

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,778,330	1,851,330	323,082	2,174,412	137,027	97,800	24,937,235	25,172,062
当期変動額								
剰余金の配当							△1,391,640	△1,391,640
当期純利益							2,837,578	2,837,578
自己株式の取得			△3,461	△3,461				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	△3,461	△3,461	-	-	1,445,937	1,445,937
当期末残高	1,778,330	1,851,330	319,620	2,170,950	137,027	97,800	26,383,172	26,617,999

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,716,500	27,408,304	14,329	14,329	27,422,634
当期変動額					
剰余金の配当		△1,391,640			△1,391,640
当期純利益		2,837,578			2,837,578
自己株式の取得	△692,382	△695,844			△695,844
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			16,169	16,169	16,169
当期変動額合計	△692,382	750,093	16,169	16,169	766,262
当期末残高	△2,408,882	28,158,397	30,499	30,499	28,188,897

（注） 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

１．有価証券の評価基準および評価方法

（1）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法による）

２．棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

３．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成２８年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建　　物　　２２年～５０年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しています。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

４．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しています。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分相当額を計上しています。

（3）役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、平成 17 年 10 月 21 日開催の取締役会において、平成 17 年 12 月 14 日開催の第 27 期事業年度に係る定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことにより、同日以降の新たな繰り入れは行っていません。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、学習塾における教育サービスの提供を行っており、生徒に対して授業並びに教材を提供することを主な履行義務としています。当社の顧客との契約に基づく受講期間において、授業並びに教材を提供した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しています。取引の対価は、前受又は履行義務の充足から１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

〔表示方法の変更に関する注記〕

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用益」（前事業年度17,936千円）については、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

〔会計上の見積りに関する注記〕

固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	19,089,638千円
無形固定資産	201,192千円
減損損失	100,884千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に校舎を基本単位としたグルーピングを行っています（複数のスクールが同一の校舎内に存在する場合は、当該校舎を基本単位としています）。また、本部、寮、厚生施設などについては共用資産としてグルーピングを行っています。ただし、将来の用途が定まっていない遊休資産は、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え個別にグルーピングしています。

減損の兆候を識別した資産グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループごとの事業計画を基礎としており、将来の在籍生徒数を主要な仮定として織り込んでいます。これらの仮定は不確実性を伴うため、事業環境等の変化により仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度において、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

１．棚卸資産の内訳

商品及び製品	27,490千円
仕掛品	20,764千円
原材料及び貯蔵品	4,480千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　8,487,343千円

３．担保に供している資産およびこれに対応する債務

①　担保に供している資産

建物	313,431千円
土地	923,200千円
計	1,236,632千円

②　対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	33,328千円

〔損益計算書に関する注記〕

減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
神奈川県横須賀市	スクール	建物他
神奈川県藤沢市	スクール	土地

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に校舎を基本単位としたグルーピングを行っています。また、本部、寮、厚生施設などについては共用資産としてグルーピングを行っています。

ただし、将来の用途が定まっていない遊休資産は、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え個別にグルーピングしています。

校舎については、投資額の回収可能性が不確実であるため、健全な会計処理を行う観点から回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

減損損失は100,884千円であり、その内訳は、建物23,520千円、工具、器具及び備品 414千円、土地 76,949千円です。

校舎の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値によって測定しています。正味売却価額は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算出された金額から処分見込費用を控除して算定していますが、他への転用や売却が困難であることから零として評価しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローを6.3%で割り引いて算定しています。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1．当事業年度の末日における発行済株式の数　　16,670,000株
2．当事業年度の末日における自己株式の数　　1,175,772株
3．当事業年度中に行った剰余金の配当

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和7年12月13日 定時株主総会	普通株式	709,709	45.00	令和7年 9月30日	令和7年 12月16日
令和8年4月23日 取締役会	普通株式	681,930	44.00	令和8年 3月31日	令和8年 5月11日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和8年12月12日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	728,228	47.00	令和8年 9月30日	令和8年 12月15日

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1．ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
①リース資産の内容
・有形固定資産
スクールおよび本部における複写機（工具、器具及び備品）です。
②リース資産の減価償却の方法
「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	11,926千円
１年超	19,877千円
合計	31,804千円

〔金融商品に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しています。

また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針です。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、個人の顧客に対するものであり、信用リスクが存在します。差入保証金は、スクールの賃借に伴う敷金および保証金であり、差し入れ先の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、与信管理マニュアルに従い、顧客ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、業務上の関係を有する企業の上場株式であり、定期的に時価の把握を行っています。

営業債務である未払金や預り金、未払法人税等は、すべて１年以内に支払期日が到来します。長期借入金は、運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としています。営業債務等や借入金は、流動性リスクが存在しますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しています。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

令和８年９月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	6,139,078	6,016,643	△122,435
その他有価証券	57,705	57, 705	―
長期貸付金	6,804	6,503	△301
差入保証金	703,571	494,242	△209,328
資産計	6,907,160	6,575,094	△332,065
長期借入金	33,328	33,030	△297
負債計	33,328	33,030	△297

（注）１．「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

２．投資事業有限責任組合への出資（貸借対照表計上額75,594千円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用しており、「投資有価証券」には含めていません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 　その他有価証券 　　株式	57,705	―	―	57,705

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	―	6,016,643	―	6,016,643
長期貸付金	―	6,503	―	6,503
差入保証金	―	494,242	―	494,242
長期借入金	―	33,030	―	33,030

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しています。債券は取引金融機関から提示された価格によっており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しています。

長期貸付金

主に建設協力金である長期貸付金の時価は、将来の回収可能価額から国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しています。

差入保証金

主として校舎の賃借先に差し入れているものであり、時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しています。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しています。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県内において賃貸用の建物（土地を含む）等を有しています。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 5,071 千円（賃貸収入は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）です。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価（千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
825,417	2,633,164	3,458,581	3,064,251

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2．当事業年度増減額は、主に固定資産の取得による増加（2,655,068千円）です。
3．当事業年度末に新規取得した建物については、時価の変動が軽微であると考えられるため、取得価額をもって時価としています。その他は、固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額を時価としています。

〔収益認識に関する注記〕

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当事業年度
小中学生部門	12,897,641
高校生部門	3,524,143
顧客との契約から生じる収益	16,421,784
外部顧客への売上高	16,421,784

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕5．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	95,400
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	100,112
契約負債（期首残高）	380,550
契約負債（期末残高）	383,377

契約負債は、事業年度末日以降に顧客へ提供する授業に関する授業料等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は380,550千円です。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

〔税効果に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	54,530千円
未払事業所税	646千円
一括償却資産	6,859千円
賞与引当金	33,567千円
役員退職慰労引当金	40,848千円
減損損失	70,383千円
資産除去債務	196,392千円
その他	82,770千円
繰延税金資産合計	485,998千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△116,254千円
その他	△14,005千円
繰延税金負債合計	△130,260千円
差引：繰延税金資産純額	355,737千円

〔退職給付に関する注記〕

１．採用している退職給付制度の概要

従業員の選択制による報酬制度または確定拠出年金制度を採用しています。

２．退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	131,677千円

〔１株当たり情報に関する注記〕

１株当たり純資産額	1,819円32銭
１株当たり当期純利益	182円30銭

（監査報告書）

会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

令和８年11月５日

株式会社ステップ
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝田雅也
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山崎光隆

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ステップの令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までの第４８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和７年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの第４８期事業年度の取締役の職務執行に関して、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第１００条第１項ならびに第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および内部監査室等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和８年11月５日

株 式 会 社 ス テ ッ プ　 監 査 役 会

常勤監査役　　木　村　和　人　　印

社外監査役　　五十里秀一朗　　印

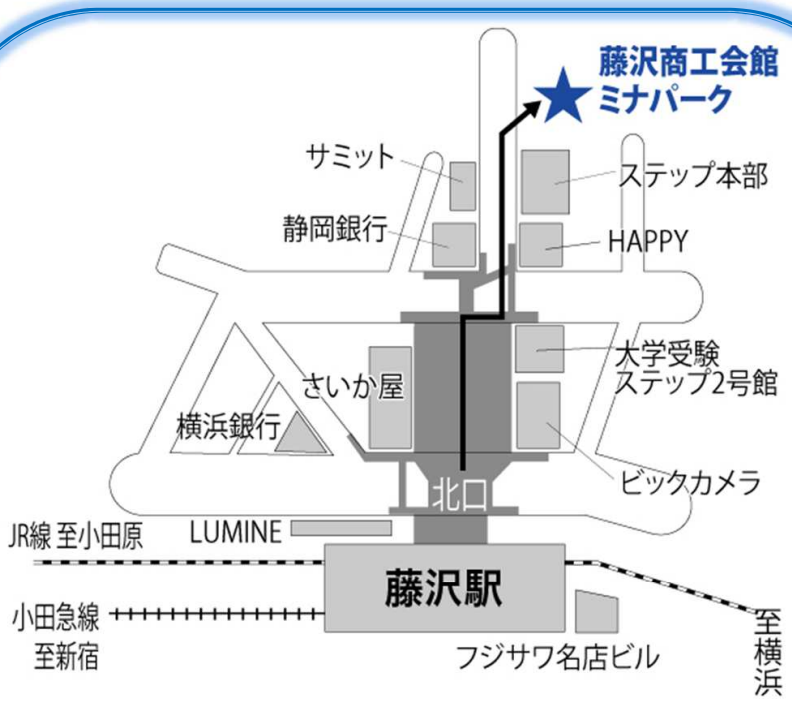
社外監査役　　阿 部 み ど り　　印

以　上

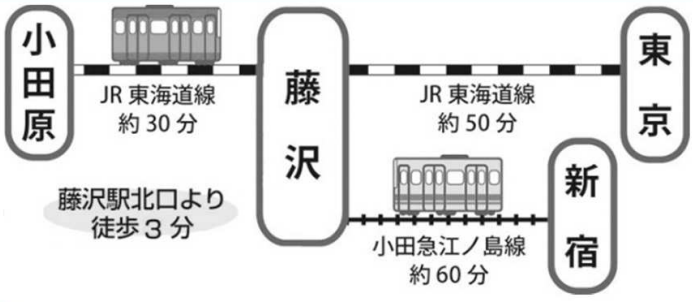
《 メ モ 》

株主総会　会場ご案内図

会場　　神奈川県藤沢市藤沢６０７－１
　　藤沢商工会館ミナパーク６Ｆ
電話　　０４６６－２９－３７８９



ＪＲ東海道線・小田急江ノ島線・江ノ島電鉄線



※駐車場（有料）がございますが、台数に限りがあります。できる限り公共交通機関をご利用ください。